

男鹿市訓令第 6 号

男鹿市庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市庁議規程の一部を改正する訓令  
男鹿市庁議規程（平成 17 年男鹿市訓令第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第 2 条 庁議は、市長、副市長、教育長、理事 <u>及び部長級職員</u> をもって構成する。	(組織) 第 2 条 庁議は、市長、副市長、教育長、理事、 <u>総務企画部長、市民福祉部長、観光文化スポーツ部長、産業建設部長及び企業局長</u> をもって構成する。
備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。	

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。